

<対策のポイント>

海外への我が国優良品種の流出・無断増殖を防止するため、**品種登録出願（育成者権取得）や侵害対応等に係る経費を支援**するとともに、品種保護に必要な技術的課題の解決、**東アジアにおける品種保護制度の整備を促進**するための協力活動等を推進します。

<政策目標>

農産物の輸出力強化につながる品種の海外への登録品種数の増加（100品種 [令和4年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 植物品種等海外流出防止総合対策事業（補助）

① 海外出願経費の支援

海外での品種登録が我が国農産物の輸出力強化につながる優良な植物品種について、海外への品種登録出願に係る経費を支援します。

② 海外育成者権侵害対策

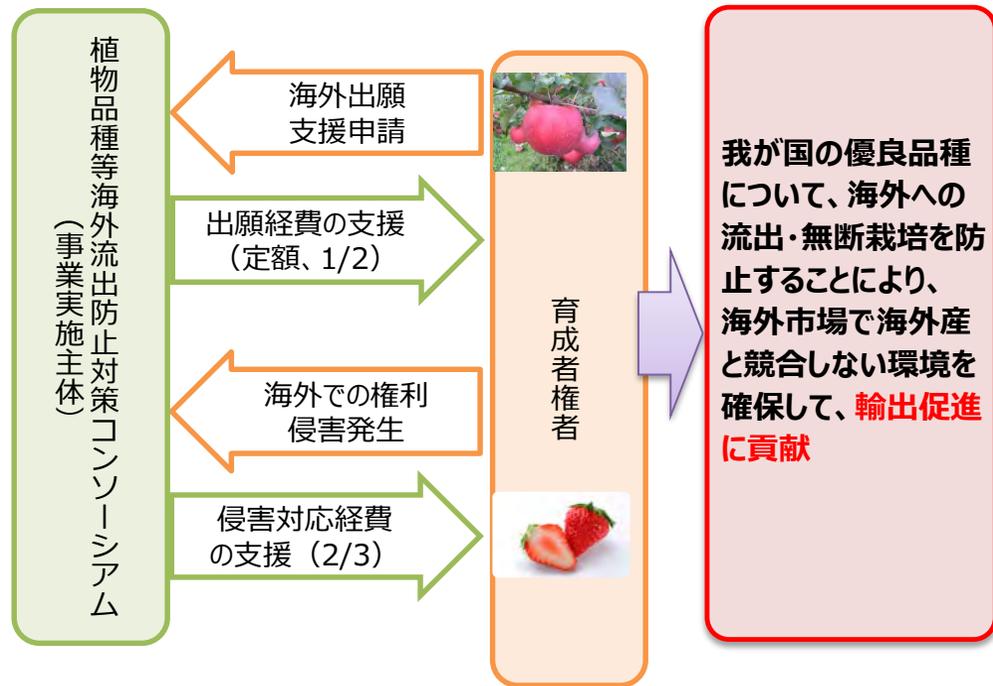
我が国で育成された品種の海外における育成者権侵害に対応するための調査・対策費用を支援します。

③ 種苗資源の保護

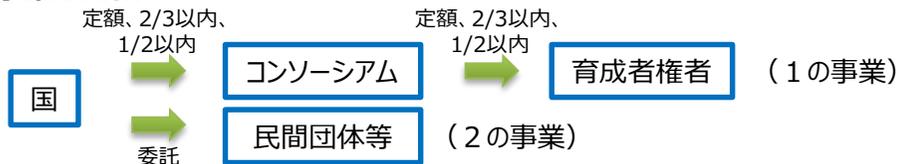
種苗生産の維持が困難となっている伝統野菜等の優良品種の種苗資源を保存する取組を支援します。

2. 植物品種等海外流出防止総合対策事業（委託）

海外における植物品種保護等を促進するため、品種保護に必要な技術的課題の解決や東アジアにおける品種保護制度の整備等育成者権保護の環境整備に資する取組を実施します。



<事業の流れ>



<対策のポイント>

農産物の輸出促進に向けた海外における我が国知的財産権の保護強化を図るため、**農業知的財産管理支援機関による情報収集や情報提供**により、品種開発者やグローバル産地が連携した我が国としての**一元的な海外での育成者権の取得及び保護・侵害対策を支援**するほか、農業分野での特許・商標の取得及び活用に向けた取組を支援します。

<政策目標>

海外における権利行使数の増加（200件〔令和10年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 海外における育成者権の取得及び保護・侵害対策

① 海外における育成者権の取得支援

海外において知的財産権として保護する必要がある優良な植物新品種について、海外の市場規模や侵害リスク情報等を収集し、品種開発者やグローバル産地に提供することで海外で必要な品種登録が行われるよう一元的に支援します。

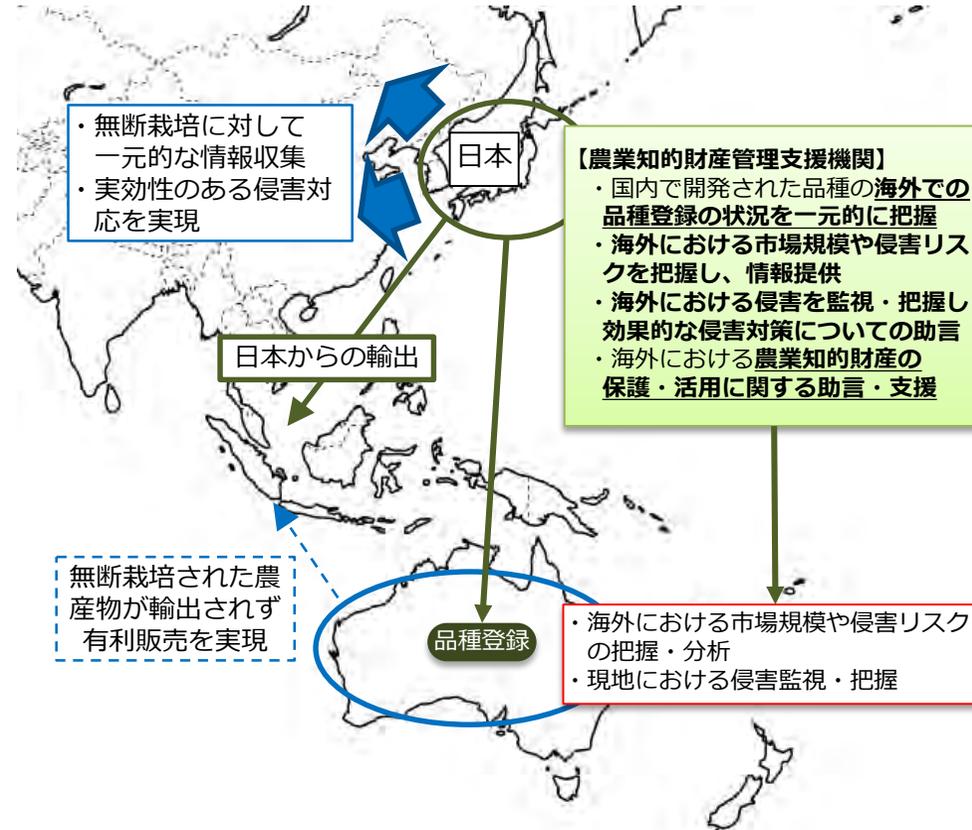
② 海外における優良品種の保護、侵害対策の強化

海外における登録品種の無断栽培の防止等のため、農業知的財産管理支援機関が一元的に海外の侵害状況を監視・把握し、品種開発者が行う権利行使を支援することにより実効性のある侵害対応を実現するための経費等を支援します。

2. 農業知的財産に関する相談窓口

農業知的財産管理支援機関に「知的財産相談窓口」を設置し、農業分野での特許・商標の取得及び活用に向けた助言、支援を実施します。

<事業の流れ>



<対策のポイント>

地理的表示 (GI) 保護制度の活用及びGIの海外との相互保護実現のため、**GIの登録申請、展示会の開催を通じた制度の普及を支援するとともに、海外における模倣品の実態調査を踏まえ、海外における我が国GI製品の保護・侵害対策を支援します。**

<政策目標>

地理的表示製品の国内登録数の拡大 (200製品 [令和11年度まで])

<事業の内容>

1. 地理的表示保護制度活用促進事業

国内外におけるGI登録申請、海外での侵害対策、展示会の開催等を支援します。

① GI保護制度の推進

GIの申請を支援する窓口 (GIサポートデスク) を設置します。
 また、海外でのGI申請・登録やGI名称の不正使用への対応を支援します。

② 地理的表示保護制度理解促進

GI製品の紹介やGI保護制度の認知度向上のための展示会の開催を支援します。

2. 地理的表示保護制度活用総合推進委託事業

海外でのGI製品の名称等を監視し、世界に向けて我が国GI製品の情報発信を行います。

① 海外知的財産保護・監視委託事業

海外での我が国GI製品の模倣品やGI製品の名称を監視します。

② GI製品情報発信委託事業

国内外の事業者及び消費者に向けて、GI製品の魅力を複数言語で発信します。

<事業イメージ>

【GIの登録推進・普及促進】

1 ①GI保護制度の推進

GI保護制度活用支援窓口 (GIサポートデスク) の設置



1 ②地理的表示保護制度理解促進

GIフェスティバルの開催



2 ②GI製品情報発信委託事業

国内外に日本のGI製品の魅力をHPで発信



【海外でのGI侵害対策を通じた我が国食料産業のグローバル化を促進】

2 ①海外知的財産保護・監視委託事業

農林水産知的財産保護
 コンソーシアム
 ・GI不正使用の監視
 ・模倣品調査

不正
 使用
 発見!

1 ①海外でのGI保護・侵害対策

海外でのGI保護のため、
 ・GIの海外への申請等を支援
 ・GI侵害対策に必要な経費等を支援

<事業の流れ>



国産農産物消費拡大事業のうち 「和食」と地域食文化継承推進委託事業

【令和2年度予算概算決定額 72（72）百万円】

<対策のポイント>

ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」を保護し、次世代に継承していくため、地域固有の多様な食文化の保護・継承を推進するとともに、子供たちや子育て世代に対して和食文化の普及活動を行う中核的な人材を育成します。

<政策目標>

第3次食育推進基本計画における目標である「地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている割合」の増加
(41.6% [平成27年度] → 50%以上 [令和2年度まで])

<事業の内容>

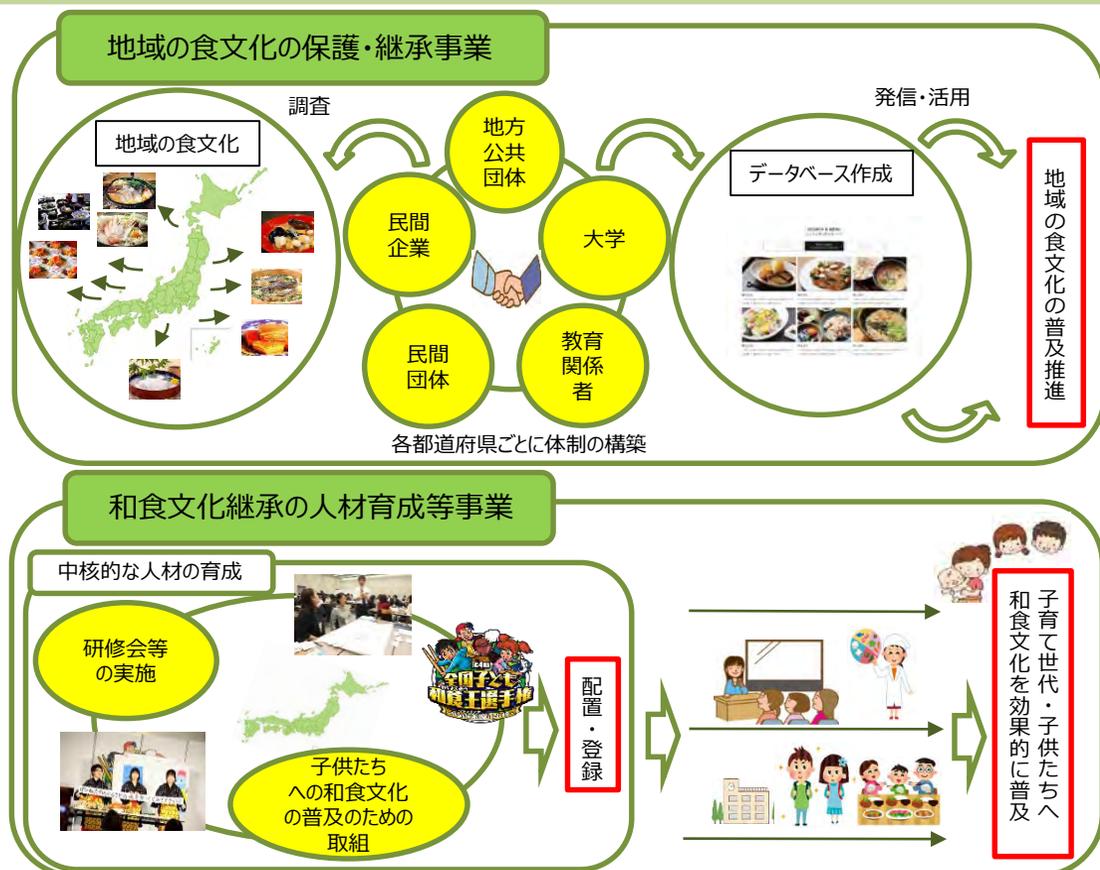
1. 地域の食文化の保護・継承事業

○ 地域固有の多様な食文化を地域で保護・継承していくため、地方公共団体、大学等研究機関、民間団体、教育関係者、民間企業等を構成員とした体制を各都道府県に構築し、各地域が選定する郷土料理の歴史や由来、関連行事、使用食材及び料理方法等の調査及びデータベースの作成・普及等を行います。

2. 和食文化継承の人材育成等事業

○ 子供たちや子育て世代に対して和食文化の普及活動を行う中核的な人材を育成し、各都道府県ごとに配置するため、栄養士・保育士等を対象とした研修会等を実施するとともに、子供たちへの和食文化の普及のための取組を活用した実践的な研修を実施します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 食料産業局食文化・市場開拓課 (03-3502-5516)